



魚 種	期 間	魚 種	期 間	重複内容の 削除	
あ ゆ	組合が定めて公示する日から10月31日まで 但し、やな漁については、8月21日から10月31日まで	あ ゆ	組合が定めて公示する日から10月31日まで 但し、やな漁については、8月21日から10月31日まで		
やまめ、にじます、 いwana、あじめどじ ょう、かじか、こ い、ふな、うなぎ、 うぐい	3月1日から9月9日まで 但し、うぐいは4月1日から5月31日まで禁漁	やまめ、にじます、 いwana、あじめどじ ょう、かじか、こ い、ふな、うなぎ、 うぐい	3月1日から9月9日まで 但し、うぐいは4月1日から5月31日まで禁漁	重複内容の 削除	
<p><u>2</u> 前項の公表は、この組合の掲示板に掲示するほか、組合のウェブサイトにて公表するものとする。</p> <p>第5条から第6条 略</p> <p>(遊漁料の額及び納付方法)</p> <p>第7条 遊漁料の額は、次のとおりとする。</p>		<p><u>2</u> 前項の公表は、この組合の掲示板に掲示してするものとする。 <u>又は</u></p> <p>2 前項の公表は、この組合の掲示板に掲示するほか、組合のウェブサイトにて公表するものとする。</p> <p>第5条から第6条 略</p> <p>(遊漁料の額及び納付方法)</p> <p>第7条 遊漁料の額は、次のとおりとする。</p>			

魚種	漁具・漁法	遊漁料		現場加算料	魚種	漁具・漁法	遊漁料		現場加算料		
		日釣	年釣				日釣	年釣			
あゆ	手釣・竿釣・ <u>たも網</u>	2,000 円	7,000 円	1,000 円	あゆ	手釣・竿釣 <u>          </u>	2,000 円	7,000 円	1,000 円	たも網を漁具・漁法に規定するため	たも網を漁具・漁法に規定するため
やまめにじます いwana あじめどじ よう かじか こい ふな うなぎ うぐい (以下「雑魚」という。)	手釣・竿釣・ <u>たも網</u>	1,000 円	6,000 円	1,000 円	やまめにじます いwana あじめどじ よう かじか こい ふな うなぎ うぐい (以下「雑魚」という。)	手釣・竿釣 <u>          </u>	1,000 円	6,000 円	1,000 円		
<p>2、3 略</p> <p>4 前項に規定する指定遊漁証取扱所は、組合の掲示板に掲示するほか、遊漁証取扱所には「遊漁証取扱所」の標札を掲げるものとする。</p> <p>(遊漁承認証に関する事項)</p> <p>第8条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 遊漁承認証の交付は、前条第4項に規定する場所、組合が指定するオンラインシステム又は漁場監視員において行うものとする。</p> <p>4 略</p> <p>第9条から第11条 略</p>					<p>2、3 略</p> <p>4 前項に規定する指定遊漁証取扱所は、組合の掲示板に掲示するほか、遊漁証取扱所には「遊漁証取扱所」の標札を掲げるものとする。</p> <p>(遊漁承認証に関する事項)</p> <p>第8条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 遊漁承認証の交付は、前条第2項に規定する場所、組合が指定するオンラインシステム又は漁場監視員において行うものとする。</p> <p>4 略</p> <p>第9条から第11条 略</p>					条ズレ	